

第35回（仮称）まちづくり条例検討市民会議

会議録概要（委員発言要旨）

平成21年5月15日（金）

会議の成立

委員総数14名 出席委員数11名 半数以上の出席により会議は成立する。

- ・出席委員 ～ 荒井、井上、逢坂、笠原、杉本、高橋、田巻、中山、橋本、水口、三原
- ・欠席委員 ～ 浦西、小野寺、合田

配布資料について

〔事務局～企画課長〕

- ・資料1 第30回会議録概要
- ・資料2 第31回会議録概要

〔市民協働推進課長〕

- ・広報きたみ3月号に折込みで全戸配布している住民協働組織のリーフレット

〔笠原委員〕

- ・今日の会議で検討予定の地域自治に関する条文（第36～40条）に対する私案を作成し、たたき台と対比する形でまとめた。詳しい内容は協議時にあらためて説明する。

〔逢坂副座長〕

- ・「共働」については専門部会で検討しているが、前回会議の協議でも話したとおり、考え方のひとつをまとめたものなので、参考資料として読んでもらいたい。
- ・考え方としては、現行の北見市の「協働」に今回議論した「共働」の内容を注入して、新しい時代に対応した「協働」にリニューアルし、これを合併新市のシンボルとして位置付け「共働」に名称変更することとする。その場合の具体的施策等もまとめているが、一旦、議論に区切りもついているので、その説明は省略する。

前回（第34回）会議内容の確認

〔中山座長〕

- ・前は、専門部会で協議をしてきた「共働」の考え方について、概略図とそれに対するFAQの資料を公表した後に意見交換をした。

- ・部会では、「協働」の役割を見直し修正を行い、「協働」を「連携・協力」として、「共働」に替えることを提言してはどうかという結論になったが、指針ができていいる中では難しいということで、協働推進指針の中で不足している部分を肉付けすることで「共働」へと換えてはどうかという意見があった。
- ・前回までのまとめとしては、これまでの「協働」に肉付けをする、若しくは、図のAの市民活動の部分を強化するなどして「共働」へ替えていくことを提言しつつ、条例の中では「共働の原則」として検討を進めていく方針とした。

条文の検討

第7条（共働の原則）

〔中山座長〕

- ・今回、逢坂委員から資料が提出されたが、これを受けて、変えるべきなのかこのままで良いのかを検討したい。詳しく書き込むことはできないが、キーワードとなる「共に取り組む、補完し合う」という言葉は入っている。何か追加する、あるいは、修正が必要な言葉があれば発言してもらいたい。

〔笠原委員〕

- ・基本的にはこれで良いと思うが、逢坂委員提出資料の5ページの共働のまちづくりについて「共に考え、行動し・・・」というような内容は、前文等で生かしてもらいたい。

〔中山座長〕

- ・では、共働の原則については、たたき台の内容のとおりとする。

第8章について

〔中山座長〕

- ・次は、第8条の地域自治の原則になるが、これまでの流れと同じく、原則に対応する章の検討から進めていきたい。第8章の地域自治になる。
- ・前回の話では、この章は「地域自治」となっているが、「市民によるまちづくり」などのタイトルにして第36条～第39条を残し、第40条の「自治区の設置」は第5章第2節の「市政運営」に含めてはどうかとの意見が出ていた。
- ・今日、笠原委員から提出されている資料（私案）も同じ内容だと思うので、先ず資料に沿って説明してもらいたい。

〔笠原委員〕

- ・地域自治の原則ということだが、最近、留辺蘂のまちづくり協議会や住民数名から「今後も自治区やまちづくり協議会は存続していけるのか」という不安の声が聞かれる。
- ・そこで、第8条の「地域自治の原則」の内容を「～自主性を尊重するために自治区を設置し、自治区間の連携を深め、北見市全体の～」のように具体的に書いた方が、読んだ一般市民は安心できるのかと思う。
- ・まず、ここを修正して、次に第40条を切り離して「市政の運営」に入れた方が良い。

- ・そして第 40 条第 2 項を設け、ここは検討してもらいたいが、「議会及び市長は、地域振興を図るため、市長の権限に属する事務の一部を担い地域の住民の意見を反映させつつこれを処理する総合支所を設置する」というように、自治区にもある程度の権限を持たせるということを明記してもらった方が、住民から出ている不安なども解消されると思う。
- ・第 8 章の第 36～39 条の部分と第 40 条を分ける。それと、第 36～38 条は「市民」が主語になっているが、読んでいくと市民にとっては厳し過ぎる印象を受ける。ということで、次ページに書いた第 36 条（共働の推進）第 37 条（市民によるまちづくり）のような形で、あくまでも「市（市長等）は」ということで、市民のまちづくり、あるいは住民活動、共働推進のために支援したり条件整備をしたりというところで留めておいた方が、市民にとっても活動しやすいだろうという提案である。

〔中山座長〕

- ・あらためて資料の内容についての説明があった。
- ・第 40 条（自治区の設置）は、市政の部分に動かした方が良いとの意見が出された。動かした上で、第 8 章の地域自治というタイトルも含め、市民の活動を前面に打ち出してはどうかという意見だと思う。
- ・自治区設置に関する条文を「市政の運営」に入れることに対して反対はないか。
- ・このことについて、事務局側としてはどう思うか。

〔事務局～企画課長〕

- ・市政の方に移すという笠原委員の案自体に云々ということではないが、自治区設置の条文は「議会及び市長」が主語となっている。ところが、「市政の運営」は「市長等」という章で規定しており、ここだけに議会が入ることは、全体を通じて辻褄が合わなくなるのかなと感じている。

〔中山座長〕

- ・「議会及び市長」という形にした方が良いのか、それとも、市政の方に移すとしたら、今事務局から言われたように「市長は」という形にするのか。

〔事務局～企画課長〕

- ・ここにどうしても議会が必要だということであれば、条文を置く場所について、全体の整理を見ながら考える必要がある。

〔杉本委員〕

- ・自治区は条例に基づいて設置している。条例で判断するのは議会なので、議会がなくても良いのかもしれないが、住民の代表という立場で市と話し合って設置するという文面にしておいた方が、住民自治や団体自治ということでは良いと思う。市が治めているのではなく、住民の意見が通るようにしておかなければいけないので、ただ「市は」とはならないのではないか。

〔事務局～企画課長〕

- ・そのことからいうと、第 5 章は市政を進めるためのルールが書かれている章で、行政手続や公益通報などいろいろ出てくる。これらも市長が提案して議会が後押しするというように議会も関わってくるが、これらにも議会の規定がない形で整理してきている。

- ・それであれば、自治区設置だけに議会が出てくることが、全体を見たときにどうなのかということが気になる。
- ・ここで自治区の設置を謳っているが、今回、笠原委員から出された案では、原則の中で自治区を設置することが表現されている。そうであれば、後の方は「議会」を削除して「市長等は」と整理しても良いのかと思う。

〔笠原委員〕

- ・あるいは、第8章を「自治区設置」という名称にして、このままこの部分を入れ、「議会と市長等は」という形にすると整合は取れる。その次に「住民（市民）活動」という章を設けるという方法もあり得る。

〔中山座長〕

- ・やはり、自治区設置の部分だけに議会と市長が入るのは変なのか。

〔事務局～企画課長〕

- ・あくまでも、この第5章は「市長等」ということで整理しているので、そのように整理することには疑問が残る。

〔中山座長〕

- ・自治区に関して重要視したいということであれば、情報共有、市民参加、共働、自治区という4つの原則があるが、情報共有が第6章、市民参加が第7章、そうなると共働の原則に関して第8章、地域自治区の原則には第9章という順番にすれば、各原則に対する章が取り出せることになり読みやすい。
- ・そのやり方であれば、第9章として「議会と市長等は」という書き出しが可能になるが。

〔事務局～企画課長〕

- ・前回の話で、章の名称をどうするかということがあったが、危機管理だけを強調していくために章を立てるという整理をしたこともある。

〔笠原委員〕

- ・今回の私案では、第2項で総合支所を設置するとしているが、総合支所を設置すると断定することについて、北見自治区の場合でも問題がないのかが気にかかる。

〔杉本委員〕

- ・住民比率ということか。

〔笠原委員〕

- ・構造上の問題として。北見自治区には総合支所がないので。

〔事務局～企画課長〕

- ・自治区設置条例では、北見自治区もきちんと位置付けられている。
- ・総合支所については、別表では3か所（端野・常呂・留辺蘂）しか規定していないが、条文の中に「北見自治区は本庁の組織においてこれを行う」ということで、総合支所の位置付けもあることになっている。したがって、笠原委員の提案内容でも整合は取れていることになる。

〔中山座長〕

- ・第40条の項目をどこに位置付けるのかという議論に戻りたい。
- ・もし、「市政の運営」の中に入れるのであれば「市長は」としなければならない。

- ・このまま、均衡ある発展をさせることを強調して、「議会及び市長は」とするのであれば、別な章立てをする必要がある。そうすると、原則と章はある程度対応しているので、「共働の原則」は第8章となり、「地域自治の原則」に対応する第9章を新たに設置するというやり方になる。どちらが良いだろうか。
- ・個人的には新たな章立てをした方が良い気がするが、事務局はどう考えるか。

〔事務局～企画課長〕

- ・章立てに決まりはない。仮に章を立てるのであれば、名称はどうなるのか。

〔中山座長〕

- ・第8章の「地域自治」をそのまま使う。そして第40条がその章に入る。
- ・そうすると、第36～39条に関しては「共働の原則」をサポートするような、「市民活動の促進」といった章になるかと思う。
- ・自治区や地域自治の原則に関しては今後の検討課題なので、第36条から検討していく中で、うまくないという意見が出れば再検討していきたい。
- ・第7条（共働の原則）に対応するものとして、今の第36～39条に掲げているものを「市民活動の促進」とうような章にし、第8条（地域自治の原則）に対応する章「地域自治」を立てて、第40条を軸として条項を整理していく形で進めていきたい。
- ・第8章のタイトルが「地域自治」となっているが、これは次章で使った方が良さそうなので、例えば「市民活動の促進」若しくは「市民によるまちづくり」というようなものに替えることができると思うが、条文検討の中で意見を出してもらいたい。

第36条（地域社会における市民）、第37条（市民活動）、第38条（コミュニティ）
第36条（市民活動の促進）、第37条（市民自治の推進）

〔中山座長〕

- ・第36条から検討していくが、ここは笠原委員の提案資料が参考になるかと思う。
- ・たたき台では「地域社会における市民」となっているが、市民に対して課題を与えているような文章になっているので、もう少し市民がモチベーションを高められるような書き方が良いという意見があった。

〔笠原委員〕

- ・この文書表現は、総合計画に載っているお触書きのような感じを受ける。
- ・第36～39条は、共働の原則に関わる部分だと思う。これは具体的に何を想定しているかという、札幌市の市民活動促進条例のようなぶら下がり条例を作成する根拠規定にしていくべきだと思っている。
- ・そうすると「市民」が主語では市民活動促進条例自体が成立しないおそれが出てくる。
- ・北見市の場合、協働推進指針に基づく住民自治推進交付金制度というものが4月から実動していると思うが、それよりもより上位の市民活動促進条例、市民活動の支援や制度などの条件整備をするという内容で、ここに盛り込んだ方が良いのではないか。
- ・それで具体的には、折角「共働の原則」を提示したのであれば、第36条（共働の推進）ということで、「市は、市民の自主的な活動を尊重することと、共働によるまちづくりを推進するために必要な支援を行う」とする。

- ・そして、第 37 条（市民によるまちづくり）として「市は、市民による自治を拡充し、共働によるまちづくりを推進するために、地域の住民の意思を市政に反映することと、地域の住民が自ら考え実行するために支援する」というようにする。ここに「地域のことは地域の住民が」と書くことで、自治区との整合性も出てくるのではないか。

〔高橋委員〕

- ・実際に、市民が努めるものを並べただけでは、これをやっていく上ではあまり効果が出てこないと思う。
- ・市の方では、このような事をせざるを得ないという条例になった場合、実際には人も少ないし予算もないと思う。もう少し広がりを見せるためには、これぐらいは市ができる、やらざるを得ないような形にしておいた方が発展的になると思う。ただ、市民だけが努めるという形だと義務なのか何なのか分からない。
- ・より具体性を出すためには、この笠原委員の案が良いと思って読んでいます。

〔中山座長〕

- ・札幌市条例の対応部分を読むと、書き方としては笠原委員のものに近いと思う。
- ・ただ、これでは、たたき台で提案したものと違いが大きいため、この辺は慎重に議論していきたい。

〔事務局～企画課長〕

- ・笠原委員から出ている第 36 条と第 37 条を見ると、どちらも主語は市で、最後は「必要な支援を行うものとする」となっている。そして、何のためなのかというと「共働によるまちづくりを推進するため」ということが出てくる。というように、文章は違っているが、中味はほぼ同じような捉え方になってしまう。例えば、共働を推進することを謳い、次の条では、そのために必要な支援を行うというような流れになるのであれば、まだ良いと思う。この辺の検討が必要ではないか。

〔中山座長〕

- ・これは 1 つにできるのでは。

〔笠原委員〕

- ・そうであれば、第 36 条の「市」はそのままで、第 37 条の主語を「市」から「市民」に替えてしまう。そうすると「市民は、市民による自治を拡充し」として、最後は「地域の住民が自ら考え実行するものとする」となる。

〔高橋委員〕

- ・順番も入れ替えた方がよいと思う。「市民」が先にきて「市」が後になる。

〔事務局～企画課長〕

- ・そういうまちづくりに対して市は必要な支援をするという流れの方が良いと思う。

〔笠原委員〕

- ・市民が主役ということでやっているのだから、入れ替えた方がよいのかもしれない。

〔高橋委員〕

- ・市民が主役なので、市民が努めるという書き方ではない方法でいきたい。

〔中山座長〕

- ・たたき台もあるので、これと連動させながら考えたい。

〔高橋委員〕

- ・笠原委員の私案の第 36 条も第 37 条も、市民が自主的に動くためのもので、たたき台とは立場が入れ替わっていると思う。だから「市民は」に持っていくというのは合わないのではないか。

〔杉本委員〕

- ・市のランドデザインである都市計画や方針などがあるが、市はそれらを明確にする必要があると思うし、市民はそれに対して同意すれば協力してやっていけば良いと思う。だから「市は」が始まりなら、市は共有の目標を明確にするということも必要になってくると思う。

〔高橋委員〕

- ・まず、笠原委員の私案の第 36 条では「市民の自主的な活動」をやってもらいたいということで、第 37 条は「地域住民が自ら考え実行」してもらいたいということで、市側としては、第 37 条では「市民による自治を拡充する」ことが、市がやるべきことという感じになっている。
- ・元のたたき台の方も、市民にやってもらいたいことは書かれているが、市民にやってもらうために市は何をするのかということが余り書かれていない。だから、それを肉付けするという感じだと思う。

〔中山座長〕

- ・「市」と「市民」という 2 つの主語でまとめることができると思う。
- ・例えば「市は」と始るのであれば、笠原委員の提案にある「市は、市民の自主的な活動を尊重するとともに、共働によるまちづくりを推進するために必要な支援を行うものとする（行うように努める）」程度が良いのではないか。

〔杉本委員〕

- ・住民自治の方に向かわせるのであれば、活動そのものではなく、住民自治というのは住民の意思を出すことなので、住民自治を入れるのであれば住民意思をもう少し出さないといけないと思う。受け取る方も出す項目をきちんとやらなければいけないと思う。
- ・これでいくと、活動するだけのものに感じる。

〔中山座長〕

- ・どういう主語で、どういう書き方が良いだろうか。

〔杉本委員〕

- ・例えば、市民によるまちづくりになると、市民側のスタンスを明確にすることと、それを受け取る市側のスタンスも明確にしなければいけないと思う。

〔中山座長〕

- ・ということは、高橋委員の意見とほぼ同じようなことになるか。

〔高橋委員〕

- ・新たな章を作ると考えるのなら、まず、市の方は支援をするということが前提にあった上で、市民活動の種を蒔き、育てるなどといった、活動を推進する形を考える。
- ・これは時限的に段階があると思う。いきなり活動をするといっても出来るわけがないので、それを項や条で分けると良いと思う。

〔中山座長〕

- ・笠原委員の案の第 36 条（共働の推進）はこのままでも良いだろう。第 37 条（市民によるまちづくり）のタイトルは使えそうだが、中味については「市民は」という書き出しに換えた方が良いということだと思う。
- ・たたき台の第 36 条と第 37 条も「市民は」という書き方で案が示されている。例えば、対応するのは第 37 条（市民活動）で「市民は、営利を目的としない～努めるものとする」これを基に「市民によるまちづくり」というタイトルにすれば良いと思うがどうか。

〔高橋委員〕

- ・「市民」が出てくるのであれば、前提で「推進する」ということがあった上で「市民」になっているのかと思う。

〔中山座長〕

- ・それは、第 36 条で「市は、～まちづくりを推進するために必要な支援を行う」と言っている。それを受けて「市民は、～」になっていくと思う。

〔笠原委員〕

- ・第 36 条は、「共働のまちづくり」の図の A の部分、市民活動そのものの部分である。
- ・たたき台の中に「営利目的」と書かれているが、今なら、地元企業を存続させるためにその会社の製品を買うことで地域社会に貢献しているということもあり得るので、市民独自の公益活動分野ということで A の部分だと思う。
- ・そういったものについても市が直接支援を行うと言っているが、二次的、三次的な形での支援の仕方があると思う。
- ・第 37 条は B、C の分野に関わり、直接的な住民自治に関わる活動に対しては、今北見市が行っている協力するような活動を充実させていく。そうすると、先ほど言った札幌市の市民活動促進条例が第 37 条の根拠になると思う。
- ・区分としては難しいが、この表（共働によるまちづくり）を解説に入れるのであれば、第 36 条が A の部分になり、第 37 条については B と C に関係してくると説明すれば良いのかなと思う。そうすると、このまま「市が」という主語でも良い。
- ・一般的には、住民活動についても基本的には営利目的をしないという言われ方をしている、当然、そこには交付金は出せない。それを無理して税金を投入してすると、公の支配に従わざるを得なくなる。
- ・この A の部分をいかに広げていくか。そうすると税金ではなく、市民からの寄付や現物支給、奉仕などの活動、あるいは、それを支援している会社の製品を購入するなどという別な形での支援の仕方が出てくるのかと思う。
- ・だから活動自体に金を出さないとしても、そういう活動を市民に広報するなどの二次的三次的なサポートはあり得ると思う。
- ・今後を考えた場合、この A の分野（憲法第 89 条）を広げていくことが地域社会にとっても必要なことではないかということ想定しながら書いたつもり。

〔中山座長〕

- ・2つの案が出た。1つは「市民は」と書き出す部分を「市は」として、共働を推進するような形にする。これはそのままでも良いのかと思う。

- ・もう1つは、「市民は」と書き出す部分があっても良いのではないかという意見と、「市は」という書き出しで、A～Cの役割に対応するような条文を書けばどうかという意見が出た。
- ・個人的には、杉本委員や高橋委員が言うような、「市は」を受けて「市民は」という書き方の方が分かりやすいかと思う。
- ・例えば、「市は」の部分は、笠原委員の第36条（共働の推進）を採用することとして、第37条は（市民によるまちづくり）と題して「市民がまちづくりの担い手であることを認識し」その後はたたき台を利用して「自主的かつ自発的に活動を行うよう努めるものとする」という書き方もあると思うがどうだろうか。
- ・特に意見がないのであれば、この第8章は、第36条（共働の推進）「市は、市民の自主的な活動を尊重するとともに、共働によるまちづくりを推進するために必要な支援を行うものとする」、第37条（市民によるまちづくり）「市民は、まちづくりの担い手である事を認識し、自主的かつ自発的に活動を行うよう努めるものとする」とするが。

〔高橋委員〕

- ・「努めるものとする」という言葉は入れたくない。

〔杉本委員〕

- ・担い手というエリアも少しきつい。

〔高橋委員〕

- ・市長等が促進、支援するというを受けて、市民が努めなければならないものを「努めるものとする」ではなくて、項として行動する活動などのまとめにしていくと、市民の活動を市が推進支援するような形になるのかなと思う。
- ・今は「努めるものとする」で統一しているので全体が重たく感じる。これを抜くような書き方にして、条としては市が推進や支援するとして、その下に「以下のものについて支援する」という形にして、普通に「活動、行動」というような留め方にすると重苦しくないのかなと思う。

〔中山座長〕

- ・「自主的かつ自発的に活動を行う」というようなことか。

〔高橋委員〕

- ・例えば「地域の課題の解決に向けて行う活動」で留めて、市が推進支援するものの1つとして市民が起こすべきことを書いていく。

〔中山座長〕

- ・「行うものとする」となるのか。

〔杉本委員〕

- ・住民自治には非常に自由度があるので、「ものとする」とは中々言い難い。

〔高橋委員〕

- ・第37条は「共に取り組むように、市民が自主的かつ自発的に行う活動」で留めてしまう形でどうか。

〔杉本委員〕

- ・「行うことができる」で留めてしまうか。

〔高橋委員〕

- ・できるのは当たり前のことである。

〔中山座長〕

- ・「努めるようにする」ではなく、「活動を行うものとする」ぐらいか。

〔杉本委員〕

- ・自発的というのも重たい感じがする。

〔高橋委員〕

- ・下に列記する活動を市が推進しますという全体のまとまりになって、1つの条になっている方が良いのかと。

〔中山座長〕

- ・それは1つの条にならなくても良いのでは。

〔高橋委員〕

- ・しかし、条として独立するということは「～ものとする」という形で終わらなくては行けない。

〔事務局～企画担当係長〕

- ・「行うものとする」に替えてはという話だが、そうすると、行わなければならないという義務になる。「努めるものとする」は、聞いた感じは厳しいかもしれないが、努力目標、頑張りましょうという意味なので、たたき台では「行うものとする」より易しい位置付けという認識で使っているつもりである。

〔市民協働推進課長〕

- ・先ほど高橋委員が言っていたのは「条」や「項」ではなく「号」だと思う。「以下の各号に掲げるものを支援する」という形。そして、第1号「～な活動」第2号「～な市民活動」といったようなことだと思う。

〔中山座長〕

- ・「市民」が主語になると、どうしても責務を押し付けるような形になってしまい、以前検討した第10条の「市民の責務」と重なるので、「市民は」はなくした方が良いと思う。

〔高橋委員〕

- ・号立てという形だと、市が支援や促進するものの一例になるので、やる義務はないが、やってくれる人がいるなら、あるいは、やって欲しいけどという意味になってくる。

〔中山座長〕

- ・「市民は」という主語を否定的に言ったが、今の話だと「市は」と書くにしては、前にある責務と内容が重なる部分が多いので、特に書く必要がないようにも感じる。

〔高橋委員〕

- ・実際に、市民に何を行って欲しいのかが明確になって、それを行政側が支援するということが分かりやすく書ければ良いと思う。

〔中山座長〕

- ・それを書くにはかなりのスペースが必要。1つの条では済まなくなる。
- ・まず、第36条（共働きの推進）として「市は」という笠原委員の案を利用するのが良いと思う。その後は「市民は～」で始めることを考えたが、難しいので後の検討に回したい。

- ・たたき台の第 38 条（コミュニティ）についてはどうだろうか。このままか、あえて形を全く変えた方が良いか。それとも、この「コミュニティ」というタイトルを「市民によるまちづくり」にして、第 38 条をそのまま生かすという手もある。

〔杉本委員〕

- ・多分、「市民によるまちづくり」をやっていくと「コミュニティ」も出てくると思う。
- ・しかし、協働推進の中では、ある程度のコミュニティ、町内会レベルでなく学区くらいの大きさでなければ、このようないろいろなことができないという想定だと思う。

〔市民協働推進課長〕

- ・広域というのは、町内会のような小さなものから大きいものまで地域性のあるもの。市民活動というのは、どちらかというと N P O のようなテーマ型のものという、2 つの面があるだろうと。共働にはその両面があるということで第 37 条、第 38 条としている。

〔杉本委員〕

- ・町内会レベルとコミュニティレベルでは、集団の性格が少し変わってくる。
- ・そこでコミュニティというものをどのように書くべきなのか。

〔井上委員〕

- ・市民活動やコミュニティに定義は要らないのか。

〔中山座長〕

- ・多分要ると思う。そもそも、コミュニティというものが良く分からない。

〔杉本委員〕

- ・市民活動は、住民自治のレベルでは全く定義する必要はないが、今までの協働くらいの政策が出てきたときには、ある程度このようなものが必要なのかと思っている。
- ・住民自治が成熟しているなら良いが、まだそこまで達していないので規定しないわけにはいかない。

〔中山座長〕

- ・事務局に訊く。コミュニティとは何なのか。一般的な意味、定義を教えてほしい。

〔事務局～企画課長〕

- ・実は、条例で使うにしても、定義をすることは非常に難しいという思いは持っていた。
- ・今回の笠原委員の案にはコミュニティという項目が出てきていない。そのような形の方が良いのかと思う。

〔中山座長〕

- ・帯広市の条例には「町内会などやテーマ別に活動しているボランティアグループをはじめとする市民活動団体などの多様な組織を含む」と、杉本委員が言ったようなことが書かれている。
- ・いろいろ書いてあるが、結局のところよく分からない。

〔杉本委員〕

- ・そういう団体やグループを一纏めにしたものを一般的にコミュニティと呼んでいる。

〔中山座長〕

- ・そうであれば、先ほども言ったがタイトルを「コミュニティ」より「市民によるまちづくり」として、第 38 条の文章をそのまま生かすという手もあるのかなと思う。

- ・この文章に関しては、「市民の責務」には入っていないので、重ならないと思う。

〔笠原委員〕

- ・結局、「市民は」といった場合「努めるものとする」という努力規定だが、市民の権利と責務は既に第9条と第10条に出ているので、ここで書くべきことは、あくまでも市民活動を行政として、あるいは、個人がお互いにどういう形でサポートするのかということに限定した方が良くと思う。
- ・コミュニティとか地域とか言い始めると收拾がつかなくなるおそれがあるので「さまざまな活動の総体」ということで話をまとめた記憶がある。ここで、コミュニティを定義するとなると、それだけで10回以上話さなければならなくなる。
- ・だから、地域自治の推進とは、要するに市民活動を全体でどうやってサポートしていくのかということだと思う。そういう認識なので、第36～39条をまとめてしまった。
- ・実際は、たたき台の第39条がメインだと思う。そして、自分の案の第36条や第37条は自治というのではなく町内会やNPOなど、第36条は個々人も含めた広い全般的なもので、第37条はそういう集団や組織も込みで。
- ・ただ、町内会の範囲だと、NPOはもっと横断的な広がりもあるので、これを一纏めにするとなると相当難しいと思うので、行政も意識をしながら動くことも必要だと思う。

〔中山座長〕

- ・そうなると、第8章は共働の原則に関してくる。そもそも共働の原則の中で、市民が何か努めなければならないということは書くべきではないということか。

〔笠原委員〕

- ・書く必要性がない。むしろ、市側がサポートすれば良いこと。
- ・先ほども言ったが、札幌市の市民活動促進条例のような条例素案を作るための根拠規定が他にない。この根拠規定をどこかに入れておいた方が、今後の進め方としては、交付金制度よりはより実効性はあると思う。

〔井上委員〕

- ・共働の推進というと、共働のまちづくりのAの部分を強調すれば良いことになるのか。

〔中山座長〕

- ・前の話では、そういうことになる。

〔高橋委員〕

- ・市民協働組織のリーフレットに、住民へのニーズ調査の結果として1位～3位の具体的な項目が載っている。
- ・ニーズがあり市民にやる気があれば、これが表れた時点で一人暮らしや高齢者の安否確認をするグループを作ろう、高齢者や障がい者宅の福祉除雪をするグループを作ろう、児童の見守り活動のグループを作ろうと言っても、これが必要だと思っている人たちは実際に入ってはこない。誰かがやるだろうという根本的な気持があるから入らない。そこで、入れるためにはどうするのかということ、ここで書く必要があると思う。
- ・例えば、資料の下に「住民協働組織を立ち上げる予定」とあるが、ここでうまくいかせるために条例的なバックアップが必要だと思う。あったら良いということはたくさんあると思うが、実際には自分がそれに入るのかということ、必ずしも入ることはないと思う。

- ・それは、入っても得にはならないという思いや、誰かがやってくれるという思い。そこを壊さなければ共働と言ったところで今までと変わらない。
- ・次のページに住民協働組織への財政支援が出てくるが、これは取り組んだ所からやっていくとのことだが、貰えない所が足を引っ張り始めると辛いことになる。
- ・その上で、条例的に「こういうことができる」というものを少しでも明確にしたい。

〔中山座長〕

- ・ということは、「市は」という部分に何か具体的な支援策を挙げた方が良いということか。

〔高橋委員〕

- ・例えば、この資料にも記載されているが、財政支援をすることに対して文句を付けられない状態にすること。そして、ニーズに対して動いたときに、入りやすい状態を作るところまでもっていけるようにしておくべきかと思う。

〔中山座長〕

- ・市民の自主的な活動を促進するためのものなので、ここでは助成金の話などは出さない方が良い。もう少し別な支援の仕方があると思う。その支援について市は何をするのかという書き方にした方が共働の原則にマッチするのではないか。
- ・井上委員が言っていたように、Aの自主的な活動を強調したいのなら、その活動を強調するための支援策は何なのかを書くべきではないか。
- ・とは言ったが、具体的に何を書けば良いのか浮かんでこない。

〔高橋委員〕

- ・財政面だけではないと思うが、しっかりとした裏付けがなければ、この下に付く政策などもできてこないの、宙に浮いたままになってしまう気がする。

〔杉本委員〕

- ・このところは、札幌市のように促進条例をつくることにしたら良い。

〔高橋委員〕

- ・そのやり方（「別に定めるものとする」と規定すること）は、この条例ではやらないことで統一している。

〔中山座長〕

- ・札幌市のものを参考にすると、まちづくりセンターというものを設置していて、まちづくり活動の場及び機会の充実を図ることや、まちづくり活動に資する情報の共有を図るなど具体的な支援制度が書かれている。
- ・そのようなことを条文として書くことはできるのではないか。

〔水口委員〕

- ・コミュニティの話に絡むが、配布された住民協働組織のリーフレットに書かれていることは民生委員の仕事ばかりである。民生委員が本来すべき仕事をなぜ住民協働組織がやらなければならないのか、これがなぜ共働の原則に出てくるのか理解できない。
- ・民生委員協議会と市民協働推進課がどのような関わりをもっているのか分からないが、領域違反とまでは言わないが、ここに掲げられていることは一般の民生委員は真面目にやっているはず。地域電話帳の作成にしても、行政から駄目だとはっきり言われる。
- ・これをまともに読むと、民生委員としては非常に疑問を感じる。

〔市民協働推進課長〕

- ・民生委員もこの組織の一部を担っているが、民生委員自体が活動することは難しい。情報も持っていて相談は受けられるが、実働部隊として高齢者一人ひとりの支援を行うことはまず無理である。

〔水口委員〕

- ・橋渡しはたくさんしている。

〔市民協働推進課長〕

- ・民生委員には橋渡しをする業務はある。しかし、実際に除雪等の活動をするのは、こうした連携組織の中の実働部隊である。

〔水口委員〕

- ・そのようなこともやっている。
- ・実際にこれを読むと、これは違うと思ってしまう。

〔市民協働推進課長〕

- ・実際にやっている人もいるかもしれない。その領域を侵そうとするものではない。
- ・ここでは福祉分野がクローズアップされているが、教育や文化、環境など地域によってさまざまなニーズが出てくる。

〔高橋委員〕

- ・要するに、それをサポートしてくれる人材を集めるということではないのか。

〔水口委員〕

- ・民生委員は日常的に町内会などと連携して真面目にやっている。あえて大見得切ってやることではない。

〔高橋委員〕

- ・ただ、自分から汗を流してくれる有志が少ないので、それを広げるためにどうするのかということが共働だと思う。

〔三原委員〕

- ・民生委員が組織のメンバーに入っているから、ここで一番やりやすいのは高齢者の福祉に関することだろうから、たまたまここに挙がっているだけだと思う。これが主ではなく、あくまでもニーズが高いものということ。

〔水口委員〕

- ・今のことは、あくまでも個人的な感想である。

〔中山座長〕

- ・条文の話に戻る。井上委員から意見があるようだが。

〔井上委員〕

- ・共働の推進、市民によるまちづくりということでAの部分強調しようとするならば、札幌市の場合は「身近な地域におけるまちづくりの推進」というテーマで、まちづくりセンターや区を主語にして分かりやすい条文にしている。
- ・北見市らしさを出したいということで、Aの部分に「共働」を使うなら、その辺のことを逢坂委員提出の資料にあるような新しい共働の概念などと整合性を合わせながら、共働の推進と自治区を連動させて表現できないだろうか。

〔中山座長〕

- ・札幌市の区と北見市の自治区をダブルさせて考えても良いのかと考えていた。

〔井上委員〕

- ・この条例には「自治区の設置」という項目が出てくるが、「地域自治の推進」や「自治区の設置」という言葉は、市民にとってはすんなりと思ってこないと思う。

〔中山座長〕

- ・後の条文で出てくるので、ここでは「地域自治」という言葉は入れない方が良くもしれない。
- ・ただ、「地域の特性を踏まえたまちづくり」というものは、ぼやかしてはいるが自治区の役割、発展という部分に関わってくるので、例えば「市は、共働を推進することにより、地域の特性を生かしたまちづくりを進めるものとする」というようなものを加えることも可能かと思う。
- ・つまり、第 36 条で市民の自主的な活動を尊重することを書き、その次に、地域の特性を踏まえた活動を推進するというように、市民中心のものと、自治区へ配慮したような市の役割の 2 つを書くやり方もあるかと思う。

〔井上委員〕

- ・そうすると、笠原委員の提案内容と同じような感じになるのではないか。

〔笠原委員〕

- ・住民組織など具体的なものについて考えたことはある。ただ、札幌市を含めた他都市の場合は既に設置されている組織が多い。
- ・そうした既存の組織をいかに活用するかという発想であればそれでも良いが、例えば、札幌市のものを今の北見市に置き換えた場合、自治区ごとにさまざまな課題があるので、へたに書いてしまうと收拾がつかなくなってしまう。だから、ある程度曖昧な形にしておく。
- ・もし何なら、活動主体については何も書かずに、第 37 条の「共働によるまちづくりを推進するため」をやめて「地域自治の推進のため」とするとダブルしない。例えば、第 37 条「市は、市民による自治を拡充するため」若しくは「地域自治を推進するため」となり、「地域の住民の意思を市政に反映する」としていけば、第 36 条と第 37 条を分けることができる。
- ・他市の条例を見ると、この部分のボリュームが多くなっているが、市民活動促進条例で書いた方が良さそうなことまで書かれていることが多い。ただ、そのことまで今ここで検討することは不可能なので、結果的に、これまで話してきた「共働」の具体的な文言として、この章が出てくるのかなという押さえである。

〔水口委員〕

- ・コミュニティの幅が広すぎて定義し難い。

〔井上委員〕

- ・コミュニティや市民活動というのは使わずに、市民によるまちづくりで良いのでは。

〔水口委員〕

- ・曖昧とは言わないが、条文の中では幅をもって書かなければいけないと思う。

〔井上委員〕

- ・曖昧である。それぞれの捉え方の概念がかなり幅広いので、使うのであれば、きちんと定義をして違いを明確にしなければならない。

〔市民協働推進課長〕

- ・合併協議会で確認した「条例制定に向けた骨子」の「住民参加と協働の推進」の中に「市民活動の推進、地域コミュニティ自治の仕組み（小自治区）、地域コミュニティ活動の推進」といった項目があることを踏まえながら議論願いたい。たたき台は、これに沿った形になっている。

〔中山座長〕

- ・このコミュニティの使い方は、どこかに定義されているのか。

〔市民協働推進課長〕

- ・これは、あくまでも骨子であり、そこまでの肉付けはされていない。

〔中山座長〕

- ・この条例では、あえて触れない方が良いのではないかと思うが。

〔井上委員〕

- ・ここでは「地域コミュニティ」となっているが、条例では「コミュニティ」だけになっている。地域コミュニティとコミュニティの違いは何か。

〔三原委員〕

- ・定義となると難しいが、一般的に我々がいうコミュニティとは、地域社会や近隣社会という押さえ方しかしないが、ここでは「ふれあい」などといったことも含んでいる。

〔中山座長〕

- ・この骨子には「地域コミュニティ自治の仕組みづくり（小自治区）」と書かれているが。

〔市民協働推進課長〕

- ・それが、今動いている住民協働組織の部分である。

〔中山座長〕

- ・骨子の内容が何を言いたいのかは理解できるので、あえて条例ではコミュニティという言葉は使用しないことにしていきたい。これを否定するものではないが、条例に用いても共通に理解を得られるか難しいので、使わないような形でいきたい。

〔市民協働推進課長〕

- ・骨子の趣旨を踏まえた上で、条文が確認されるのであれば、そのことは問題ない。

〔中山座長〕

- ・井上委員から、Aの部分を強調するために笠原委員の案の第37条を活かしてはどうかとの意見が出された。それを踏まえて、条文を「市は、市民による自治を拡充し、地域自治を促進するための支援を行う」としてはどうか。このような書き方にすると、自治区を持つという北見市らしさも表せるのではないか。

- ・まとめるにあたり、第8章のタイトルから確認していく。

〔高橋委員〕

- ・章のタイトルを「共働の推進」として、「市民活動の促進」はその条文のタイトルにした方が合うのではないか。そうすると、原則の話と繋がってくるのではないか。

〔中山座長〕

- ・これまで検討してきたものを見ると、情報共有も市民参加も原則とそれに対応する章の名称が重なっているのので、共働の原則に対応して「共働の推進」が良いのではないか。
- ・今の意見を採用して「共働の推進」という章にすると、第36条のタイトルを再考しなければならない。ここのタイトルを「市民活動の促進」とした方が良いのか。

〔笠原委員〕

- ・そうすると、第37条は「市民によるまちづくり」だと曖昧になると思うし、条文にも「市民による自治を拡充し」と明記しているので「市民自治の促進」とした方が良いのではないか。そうすると、第36条と第37条の違いも明らかになる。

〔中山座長〕

- ・その方が、Aの部分を強調することができて、しっくり来ると思う。
- ・もう一度確認する。第8章のタイトルを「共働の推進」とする。
- ・第36条は「市民活動の促進」とし、「市長等は、市民の自主的な活動を尊重するとともに、共働によるまちづくりを推進するために必要な支援を行うものとする」とする。
- ・第37条は「市民自治の促進」とし、「市長等は、市民による自治を拡充し、地域自治を推進するための支援を行うものとする」という条文にする。

第40条 第38条（自治区の設置）

〔中山座長〕

- ・今までのルールに従うと、この章は必然的に「地域自治」となるが、以前の協議で原則のタイトルを「都市内分権の原則」にする案も出ており、今後変わる可能性はある。
- ・まず、たたき台の第40条にある「自治区の設置」というのは必要だと思うがどうか。
- ・意見がないようなので、第38条に繰り上がるが、第1項はたたき台のとおりとする。
- ・笠原委員から、この条の第2項として総合支所の設置という項目が挙げられているが、総合支所について記述することは問題ないか。

〔事務局～企画課長〕

- ・自治区設置条例は、総合支所、自治区長、まちづくり協議会を設置するという3つの柱で成り立っているが、そのうちの1つだけを謳うことの意味（意義）を問われることになるのではないか。

〔水口委員〕

- ・自治区設置条例を制定するにあたって、合併論議ではこのことが大きな焦点となった。したがって、総合支所という言葉だけでは成り立たない。
- ・この条文での表現方法はいろいろあるだろうが、自治区設置条例ができた経過としてはこの3つをセットに考えているので、そのことは尊重されなければならない。
- ・自治区長の役割については、副市長との絡みもあって論じ方が難しいことは分かるが、あくまでも自治区設置条例自体は自治区長を含めた3点セットで考えられている。

〔中山座長〕

- ・そうであれば、第2項の長い説明は省いて、当たり前のものとしてこの3つの柱だけを位置付ける方法があるのではないか。

〔水口委員〕

- ・自治区設置条例は、合併の原則として既に動いている。

〔中山座長〕

- ・第2項を載せるとすると、「市長は、地域振興を図るため、総合支所、自治区長、まちづくり協議会を設置する」という程度で良いのではないか。

〔笠原委員〕

- ・確認するが、地域振興を図るために3つを設置するという事だけを謳うのか。

〔中山座長〕

- ・そういうこと。その目的等は自治区設置条例に書かれており、当たり前のことを長く書かない方が良いのではないか。ここに3本柱を残すことで十分ではないのか。

〔笠原委員〕

- ・その当たり前のことが難しい。そのこともあって、この条文を市政運営に含めるか、別立てにするか迷った。
- ・市政運営の方であればこれでも良いのかもしれないが、自治区設置の章を別に設けるなら今のような形になるが、これまでの検討の流れからいくと自治区設置条例を設置するという表現ができないので、具体的に記入せざるを得ないという面がある。
- ・地域には、総合支所機能が低下し、職員が引き上げられるのではという不安がある。それをどこで保障してもらえるのかという話。
- ・だから、この条文を置く場所と、それによつての表現の問題が難しいということ。そのようなこともあり、このような案を提出した。
- ・自治区長やまちづくり協議会、総合支所を設置することは表面的には間違いないが、予算や契約などの執行権を地元を持たせること、それが地域振興になる。

〔中山座長〕

- ・「地域振興を図る」という表現は残す。あとの言葉は図るための手法として、このことは守ってくださいというものだと思う。「一部を担う」とあるが、多少に関わらず一部であり、どのようにも受け取れる。
- ・ポイントになるのは、地域振興を図ること。そのことは残して、強調したいのであれば別の言葉を加えた方が良いのかと思う。

〔笠原委員〕

- ・それが、まちづくり協議会や自治区設置の具体的な動きとしては、第37条の方がより具体的な活動であるというように解説文でリンクしてもらえれば、それでも良いと思う。

〔中山座長〕

- ・続くので、丁度良いかもしれない。解説が長くなるが、前条（第37条）との関係を明確にして、第38条の地域振興を図ることを第37条がサポートするというように書く。

第39条（地域自治の推進）（地域振興）

〔中山座長〕

- ・次に、たたき台の第39条（入替え後も第39条）の「地域自治の推進」を協議する。
- ・たたき台では、市長等が主語とした書き方になっているが、どのように考えるか。

〔高橋委員〕

- ・これは、「共働の推進」の方を受けて書かれている条文ではないか。「自治区の設置」に絡めるなら一から練り直さなければならないのでは。

〔中山座長〕

- ・どちらかという「住民自治の促進」という内容で「地域自治の推進」ではないように感じる。
- ・例えば、笠原委員から出ていた地域振興を図ることの説明を書き込むという手も考えられる。

〔高橋委員〕

- ・自治区の連携についても、どこかで表しておくべきではないか。

〔中山座長〕

- ・笠原委員から出されている私案の原則に書かれている「自治区間の連携を深める」というのは推進を図る上で重要なことだと思う。
- ・原則でなく、こちらに入れてはどうか。

〔笠原委員〕

- ・原則で強調したかったのは「北見市全体の均衡ある発展」ということで、自治区ごとに頑張らなければ全体は良くなれないだろうという発想である。
- ・今までの検討内容を見ると、北見市全体をとという視点がなかった。地域自治を謳っているが、それは北見市全体の方策のひとつだという位置付けにした方が良いのかなということでもある。

〔中山座長〕

- ・地域自治を推進するというのはどういうことなのかを書いていくということか。

〔笠原委員〕

- ・結果的には、全体としてお互いにプラスになるような形で。

〔水口委員〕

- ・地域自治の推進を強調すると、各自治区のことだけという解釈される可能性がある。
- ・笠原委員が言うように、全体の均衡ある発展を目指す手法のひとつとして、このようなことがあると書かなければ、市民に理解されるのは難しいと思う。
- ・自治区は旧市町単位でやって、その4つが同じ北見市としてお互いに成長していこうということが基本。その中でも郡部は、取り残されては困ると主張するが、基本は一緒に成長、発展していこうということだと思う。

〔笠原委員〕

- ・そうすると、第39条の表題を地域振興に替えると、より具体化できるのではないか。
- ・ここでいう地域振興とは、ある意味では自治区の振興でもある。というのは、各自治区では産業特性が違っており、それをいかに活性化するのか、それによってしか全体にはプラスにならない。ひとつでも落ち込むとお荷物になってしまうおそれがある。
- ・本当は、産業振興についてもどこかに入れておきたい。

〔水口委員〕

- ・結局、各自治区が連携協力して発展することが基本であるといった表現になると思う。

〔中山座長〕

- ・そうすると、最初は笠原委員の案から「北見市全体の均衡ある発展のために」として、産業振興に関する話はどうか。

〔笠原委員〕

- ・やはり、産業を中心にした地域振興になるかと思う。
- ・常呂は漁業、留辺蘂には酪農業という違いがあり、北見には2つの大学があるなど、そういった各自治区の特性を生かしていくことは大事だと思う。
- ・このことも第38条に盛り込まれれば、より具体性が出ると思うが。

〔高橋委員〕

- ・例えば、農協がいち早く合併できたのは生産作物が地域全体で似ているからで、観光協会や商工会などの合併が進まないのは産業構造の違いによるものだと思う。

〔中山座長〕

- ・そうすると、「北見市全体の均衡ある発展を目指し、地域の特性を活かした産業振興を行い、自治区間の連携を深める」ということになるのか。レベルが違うものが同じ文章に入っているような気がするが。

〔高橋委員〕

- ・自治区の特性を活かすものは産業以外にないのか。歴史や文化は違うような気もする。

〔水口委員〕

- ・産業という言葉を使うことは良いが、歴史文化なども互いに尊重し発展を目指すとなると、あえてそのことを書き込むことが良いのかとなる。

〔事務局～企画課長〕

- ・それが地域の特性である。

〔井上委員〕

- ・地域の特性というのは原則にも書かれている。

〔高橋委員〕

- ・地域の特性と産業構造としてはどうか。

〔中山座長〕

- ・井上委員からも指摘があったが、地域の特性を生かすということは原則の中で謳われているので、ここでは使えないと思う。
- ・市の発展となると、経済や環境などが主になると思うが、歴史や文化もある。
- ・具体的なものとして産業振興が挙げたが、それだけで良いのだろうか。

〔高橋委員〕

- ・地域の特性ということで一括りにしてしまえば良いのではないか。

〔中山座長〕

- ・地域の特性は既に原則の中に入っているため、条文の中で同じ言葉を繰り返すことはできない。

〔井上委員〕

- ・たたき台の第39条にある「活動及び集団、組織の重要性を認識し」といったあたりは使えるのではないか。

〔中山座長〕

- ・そうすると、「北見市全体の均衡ある発展のために、地域自治の推進及び自治区間の連携を深める」というような形になるのか。
- ・ここでポイントになるのは「地域振興」で、地域振興のためには何を書くべきなのかということ。

〔高橋委員〕

- ・地域の特性と産業構造を並列に書いていけば良いのでは。

〔中山座長〕

- ・地域の特性というのは、原則に書かれているので使えない。そのことがこの条文を難しくしているが、やはり同じ言葉は使えないという認識で良いか。

〔事務局～企画担当係長〕

- ・そのことは、自治区の設置（第37条）でも使われている。使っていけないということはないが、使うことによって原則で言っていることとほぼ同じことを規定するようなことになるのであれば必要ないと思う。

〔中山座長〕

- ・笠原委員が強調しようとしている地域振興が何のために必要なのかということは、北見市の均衡ある発展のためだと思う。
- ・このことは原則として提案されているが、文章が長くなるので、原則は簡潔な形で、別に条文を設けて詳しく書いた方が良いと思う。

〔事務局～企画課長〕

- ・話が戻るが、今回笠原委員から出されている案では、第8条の地域自治の原則の中で自治区を設置することを謳い、さらに新たな章を立てて自治区の設置を謳おうとしている。
- ・地域自治の原則であれば、例えば、「市民や議会、市長等は、地域の特性と自主性を尊重し連携を深め、北見市全体の均衡ある発展に向けて共に取り組む」といった内容にして、その原則を具現化するために自治区を設置し、そこにまちづくり協議会等を置く、その後自治区間の連携などを謳うようにすると、スッキリした流れになるのではないか。
- ・北見市全体の均衡ある発展を目指す、そのために自治区を設置する、その中にはまちづくり協議会や総合支所を設置するとした方が、原則から上手く流れてくると思う。

〔中山座長〕

- ・そうすると、地域振興の項目では具体的な条文を考えていくことになる。
- ・地域振興は地域自治の原則と併せて考えていきたい。地域自治の原則は基本的にたたき台のとおりだが「地域全体の」を「北見市全体の」に修正する。第39条（地域振興）の条文は次回検討していくので考えてきてもらいたい。

～ 検討内容のまとめ～

たたき台の第 8 章を分割

たたき台	検討後
第 8 章 地域自治 第 36 条(地域社会における市民) 第 37 条 (市民活動) 第 38 条 (コミュニティ) 第 39 条 (地域自治の推進) 第 40 条 (自治区の設置)	第 8 章 共働の推進 第 36 条 (市民活動の促進) 第 37 条 (市民自治の促進) 第 9 章 地域自治 第 38 条 (自治区の設置) 第 39 条 (地域振興)

以下、条文の内容は検討後の項目（条のタイトル）による

第 36 条（市民活動の促進）

「市長等は、市民の自主的な活動を尊重するとともに、共働によるまちづくりを推進するために必要な支援を行うものとする」とする。

専門部会作成「共働によるまちづくり」フロー図の A に対応する

第 37 条（市民自治の促進）

「市長等は、市民による自治を拡充し、地域自治を推進するための支援を行うものとする」とする

同フロー図の B・C に対応する

第 38 条（自治区の設置）

第 1 項 たたき台（第 40 条）のとおり。

第 2 項 「市長は、地域振興を図るため、総合支所、自治区長、まちづくり協議会を設置する」を加える。

第 39 条（地域振興）

キーワードを「北見市全体の均衡ある発展、地域特性を生かす、自治区間の連携を深める」とし、次回会議で協議する。

地域自治に関する条例の組み立て方（流れ）

「地域の特性と自主性を尊重し、連携を深め、北見市全体の均衡ある発展に向けて取り組む」という原則（第 8 条）を掲げ、その原則を具体的にするために自治区を設置して（第 38 条）、自治区間の連携を深めて共に取り組む（第 39 条）ことを謳う。

次回の会議について

〔中山座長〕

- ・ 次回は、地域振興と地域自治の原則を確認した後、たたき台の第 9 章の検討に入る。
- ・ 以上で、本日の会議を終了する。